

農地保全に係る津波対策緊急事業実施要領

令和3年3月30日付け 2農振第2708号
最終改正 令和4年4月1日付け 3農振第2856号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事

〕 殿

農林水産省農村振興局長

第1 趣旨

農地保全に係る津波対策緊急事業の実施については、「農地保全に係る津波対策緊急事業実施要綱」（令和3年3月30日付け2農振第2707号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところにより、実施するものとする。

第2 事業の実施

- 1 要綱第4の3の同意を得るに当たっては、事業計画を作成の上、別記様式第1号により事業計画協議書（以下「協議書」という。）を地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農林水産省農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他都府県にあつては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1により提出された協議書を審査の上、事業を実施することが適当と認められるときは、事業計画に同意するものとする。

第3 事業計画の変更

- 1 要綱第4の4の事業計画の変更で同意を必要とするものは、次に掲げる場合とする。
 - (1) 施設の追加又は廃止
 - (2) 工期又は事業費の著しい変更
 - (3) 整備内容の著しい変更
- 2 要綱第4の4の事業計画の変更で同意を得るに当たっては、別記様式第3号により、事業計画変更協議書（以下「変更協議書」という。）を地方農政局長等に提出するものとする。
- 3 地方農政局長等は、2により提出された変更協議書を審査の上、その変更の内容が適当と認められるときは、当該変更に同意するものとする。

第4 事業評価

事業評価については、「農業農村整備事業等における新規地区採択時の評価手法の明確化について（平成14年12月18日付け14農振第1828号農林水産省農村振興局長通知）」によるほか、やむを得ず事業計画等を変更する場合には、原則として「農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領（平成15年2月13日付け14農振第1906号農林水産省農村振興局長通知）」に基づき事業評価を実施した上で、第3の事業計画の変更を行うものとする。

附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地保全に係る津波対策緊急事業実施要領に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

(別記様式第1号)

津波対策緊急事業 事業計画協議書

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては国土交通省北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県(都道府)知事 〇〇〇〇

〇〇海岸等において、津波対策緊急事業を実施したいので、農地保全に係る津波対策緊急事業実施要綱(令和3年3月30日付け2農振第2707号農林水産事務次官依命通知)第4の3の規定に基づき、別紙 津波対策緊急事業計画書(別記様式第2号)により協議します。

(別記様式第2号)

〇〇海岸 津波対策緊急事業 事業計画書

都道府県名	所管名	海岸管理者名					
沿岸名	事業施行場所	海岸保全区域指定	財源負担割合(%)				
	郡 町		国	都道府県	市町村	その他	
	市 村						
海岸の概要	被災歴		海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標				
		海岸延長※ (m)	防護人口 (人)	防護面積 (ha)	その他の成果目標		
対象地震名	津波避難に資するソフト対策の取組状況			農地の状況(注1)			
津波到達までの予想時間	津波防災地域づくり法に基づく推進計画			策定日	防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注2)、荒廃農地対策の内容等)を記述する。		
地域中枢機能集積地区	津波防災地域づくり法に基づく津波災害(特別)警戒区域指定			公示予定時期			
一連の防護区域内に立地している市町村役場、警察署、消防署、病院、緊急輸送道路等の施設を記述する。				公示日			
計画の内訳	実施予定期間	計画総事業費	千円				
	施設名	実施内容等	事業費(千円)	整備予定期間	整備の必要性		
	合計						
費用対効果(億円)(注3)		その他参考となる事項					
B	C						B/C

※印:海岸延長とは、当該事業により津波対策等が実施された海岸線延長とする。

- 添付資料 (1) 所在地及び位置図 (2) 計画平面図(標準横断面図、構造図等を添付) (3) 写真(撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等) (4) 海岸保全基本計画等の該当部分の写し

注1: 農地保全に係るものにあつては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注2)、荒廃農地対策の内容等)を記載すること。

注2: 1号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第30条第1項に規定する「利用状況調査」に基づく。

注3: 実施要領第4事業評価の対象となる事業は、費用対効果を記載すること。

(別記様式第3号)

津波対策緊急事業 事業計画変更協議書

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては国土交通省北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事 〇〇〇〇

〇〇海岸等において、津波対策緊急事業計画を下記のとおり変更実施したいので、農地保全に係る津波対策緊急事業実施要綱（令和3年3月30日付け2農振第2707号農林水産事務次官依命通知）第4の4の規定に基づき協議します。

記

1. 変更の理由

(注) 施設の追加は、当初事業計画策定後に実施する必要が生じた理由（緊急性等）について十分に整理すること。

2. 変更の概要

3. 添付書類

(1) 事業計画

(注) 1 別記様式第2号によるものとする。

(注) 2 変更する箇所を容易に比較対照できるように変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。なお、新規箇所の追加の場合は比較対照の必要はない。

(2) 変更の理由を補足するための写真及び資料